

## 余市町普通財産売払事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、余市町が所有する財産の売払いに関し、余市町財産条例（昭和35年余市町条例第18号）、余市町財務規則（令和3年余市町規則第1号）その他関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (適用除外)

第2条 財産の売払いに関し、他の法令等に特別の定めのあるものについては、この要綱は適用しない。

### (売払対象財産)

第3条 この要綱の適用対象となる財産は、普通財産である土地及び建物とし、次の各号のいずれかに該当すると認められるものに限り売払いすることができる。

- (1) 社会的、経済的条件等を総合的に勘案し、当該財産を将来の行政目的の手段として保有しておく必要がないと認められるもの
- (2) 当該財産を保有し、かつ、運用することが公益上または財産運営上、不要又は不適當であると認められるもの

### (売払いの方法)

第4条 財産の売払いは、原則として一般競争入札（以下「入札」という。）により行うこととする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、随意契約を行うことができる。

- (1) 国又は地方公共団体その他公共的団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供するとき。
- (2) 余市町が実施する公共事業に係る代替地の用に供するとき。
- (3) 10年を超え継続して貸し付けている財産について、当該財産の借受人に対して売り払うとき。
- (4) 面積が狭小又は不整形地等の土地で、隣接土地所有者以外の者が単独で利用することが困難とされる場合において、当該隣接土地所有者に売り払うとき。
- (5) 入札に付し、入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）又は落札者がなかった財産若しくは落札者が契約を締結しなかった財産（以下「入札不調となった財産」という。）を売り払うとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の規定による随意契約によることができる場合に該当し、町長が随意契約により売り払うことを適當と認めたとき。

2 前項第5号に該当する財産の売払い方法は、次のとおりとする。

- (1) 地積が5、000平方メートル以上、かつ、売払価格が700万円以上の土地又は売払価格が700万円以上の建物（以下「売払いの決定に議決を要する財産」という。）については、あらかじめ売払価格を定め、指定した期間内において購入希望者を公募し、同一の財産に応募したものが複数のときは、抽選により契約の相手方を決定（以下「公募抽選」という。）する方法
  - (2) 売払いの決定に議決を要する財産以外については、あらかじめ売払価格を定め、指定した期間内において購入希望者を公募し、町が先に購入の申込書を受理した者を契約の相手方とする（以下「公募先着順」という。）方法
- 3 第1項第6号に該当する財産のうち、売払価格が30万円未満のもの売払い方法は、公募抽選とする。ただし、公募抽選に付し購入希望者がなかったものについては、公募先着順により売払いすることができる。
- 4 公募抽選又は公募先着順により売払いに付した財産のうち、町が指定した期間内に購入希望者がなかったものについては、次に掲げる方法により取り扱うものとする。
- (1) 当該財産が入札不調となった財産であり、その売払いに関する諸条件を変更する場合は、改めて入札に付すること。
  - (2) 当該財産が入札不調となった財産であり、その売払いに関する諸条件を変更しない場合は、引き続き公募抽選又は公募先着順により売払いに付すること。
  - (3) 当該財産が前2号に該当しない場合は、引き続き公募抽選又は公募先着順により売払いに付すること。この場合において、町長は、特に必要と認めるときは当該財産の売払いに関する諸条件を随時に変更すること。
- 5 第2項第2号の規定について、特に必要があるときは公募抽選により売払いすることができる。

(予定価格)

第5条 予定価格は、不動産鑑定士の鑑定評価額又は町職員が評定した評定価格を基に決定するものとする。

(入札の公告)

第6条 入札の公告は、入札期日の前日から起算して少なくとも7日前に、余市町公告式条例（昭和25年余市町条例第5号）の定めるところにより、又は新聞紙上への掲載その他の方法をもって行うものとする。

(参加資格)

第7条 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 余市町暴力団排除条例（平成24年余市町条例第19号）第2条第1号

に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者

(2) 国及びその他地方自治体へ納めるべき税を滞納している者

2 前項に定めるもののほか、町長が特に必要と認めるときは、別に入札参加資格を制限することができる。

(申込書の提出等)

第8条 入札者は、町が指定した期間内に、入札参加申込書（第1号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、入札参加申込書を受けたときはこれを審査し、適正であると認めるときは、入札者にその旨を通知するものとする。

3 入札者は、受理された入札参加申込書の取下げをしようとするときは、入札参加取下書（第2号様式）を入札期日の前日までに町長に提出するものとする。

(入札保証金)

第9条 入札者は、入札参加申込みをした財産の見積金額の100分の5以上に相当する額以上の入札保証金を、入札執行前までに納付しなければならない。

(入札書等の提出)

第10条 入札者は、封書した入札書（第3号様式）に入札保証金の納付済書を添えて、入札執行期日の指定された日時及び場所に提出しなければならない。

2 入札者は、代理人をして入札書を提出するときは、入札書とあわせて委任状（第4号様式）を提出しなければならない。

(入札の無効)

第11条 余市町財務規則第120条各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(入札保証金の還付)

第12条 入札保証金は、余市町財務規則第116条の規定により、還付するものとする。

(落札の取消し等)

第13条 町長は、落札者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すことができる。

(1) 契約を辞退したとき又は正当な理由なく第29条に規定する期間内に契約を締結しないとき。

(2) 入札に関する条件に違反したとき。

2 町長が前項の規定により落札を取り消したときの入札保証金は、町に帰属するものとする。

(落札の通知)

第14条 落札の通知は、余市町財務規則第123条の規定により行う。

(公募抽選に係る売払価格)

第15条 公募抽選により売り払う財産の売払価格は、次に掲げる区分により決定するものとする。

(1) 入札不調となった財産は、当該財産の直近の入札時の予定価格

(2) 第4条第1項第6号に該当する財産のうち、1物件に対して町職員が評定した評定価格が30万円未満のものは、当該価格

(周知方法)

第16条 公募抽選の周知方法は、公募する期間の初日から起算して少なくとも7日前に、町ホームページその他の方法をもって周知するものとする。

(参加資格)

第17条 公募抽選に参加しようとする者(以下「応募者」という。)の参加資格は、第7条の規定を準用する。

(申込書の提出等)

第18条 応募者は、町が指定した期間内に、公募参加申込書(第5号様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、公募参加申込書を受けたときはこれを審査し、適正であると認めるときは、応募者にその旨を通知する。

3 応募者は、受理された公募参加申込書の取下げをしようとするときは、公募参加取下書(第6号様式)を公募抽選日の前日までに町長に提出するものとする。

(契約の相手方の選定方法等)

第19条 公募抽選により契約の相手方となる者(以下「当選者」という。)を決定しようとするとき、同一の財産に応募者が1者のときは、当該応募者を当選者とし、同一の財産に応募者が複数いるときは、応募者又はその代理人による抽選により当選者1者及びその補欠者1者を決定する。ただし、応募者又はその代理人がやむを得ない事情により抽選に参加できないときは、代理として本件に関わりのない町職員が抽選に参加できるものとする。

2 同一の財産に応募者が複数いるときの抽選の順番は、公募参加申込書の受付順とする。ただし、受付日が同日の場合は、抽選によりくじを引く順番を決定する。

3 抽選により決定した当選者が辞退又は契約を締結しないときは、補欠者を繰り上げて当選者とする。

4 応募者は、抽選に参加するときは、身分を明らかにできる書類等(代理人によるときは、当該代理人のもの)を提示しなければならない。

5 応募者は、代理人をして抽選に参加するときは、委任状(第7号様式)を提出しなければならない。

6 応募者又はその代理人が抽選に参加しない場合、応募者はその参加申込みを辞退したものと取り扱う。ただし、第1項ただし書きに該当する場合はその限りでない。

(決定の通知)

第20条 町長は、前条第1項の抽選により当選者及びその補欠者並びに同条第3項の規定により補欠者を繰り上げて当選者とすることを決定したときは当該当選者にその旨を通知するものとする。

(決定の取消し)

第21条 町長は、当選者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該当選者の決定を取り消すことができる。

(1) 契約を辞退したとき又は正当な理由なく第29条に規定する期間内に契約を締結しないとき。

(2) 申込みに関する条件に違反したとき。

(売払価格)

第22条 公募先着順により売り払う財産の売払価格は、第15条の規定を準用する。

(周知方法)

第23条 公募先着順の周知方法は、第16条の規定を準用する。

(申込資格)

第24条 公募先着順により財産を購入しようとする者（以下「申込者」という。）の申込資格は、第7条の規定を準用する。

(申込書の提出等)

第25条 申込者は、町が指定した期間内に、公募参加申込書を町長に提出しなければならない。

2 町長は、公募参加申込書を受けたときはこれを審査し、適性であると認めるときは、申込者にその旨を通知するものとする。

3 申込者は、受理された公募参加申込書の取下げをしようとするときは、公募参加取下書を第27条に規定する決定の通知を受けた日から7日以内に町長に提出するものとする。

(契約相手方の選定方法等)

第26条 前条第1項に規定する町が指定した期間内において、町が先に公募参加申込書を受理した者を契約の相手方とする。ただし、同一の財産について、同日に複数の申込書を受理したときは、当該申込書の申込者又はその代理人による抽選により契約の相手方1者及びその補欠者1者を決定する。

2 前項に規定する抽選の方法は、第19条の規定を準用する。

(決定の通知)

第27条 契約の相手方に対する通知の方法は、第20条の規定を準用する。

(決定の取消し)

第28条 町長は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、当該売払いの決定を取り消すことができる。

(1) 契約を辞退したとき又は正当な理由がなく、次条に規定する期間内に契約を締結しないとき。

(2) 申込みに関する条件に違反したとき。

(契約の締結)

第29条 契約の相手方は、入札による契約にあつては、落札の通知を受けた日から7日以内に、公募抽選又は公募先着順による契約にあつては、決定の通知を受けた日から7日以内に町長が別に定める契約書により契約を締結しなければならない。

(議決を要する契約の締結)

第30条 前条の定めによらず、売買物件が売払いの決定に議決を要する財産である場合、町長は、議会の同意を得たときに当該契約が成立する旨を相手方に告げ、かつ、その旨を記載した仮契約書により仮契約を締結しなければならない。

2 町長は、前項の規定による仮契約を締結した事案について議会の議決を得たときは、遅滞なくその旨を契約相手方に通知しなければならない。

3 契約の相手方は、前項の通知を受けた日から7日以内に町長が別に定める契約書により契約を締結しなければならない。

(契約保証金)

第31条 契約を締結しようとする者は、契約を締結する前に売買代金の10分の1以上の額を契約保証金として納付しなければならない。

2 契約保証金は、売買代金に充当することができる。

(売買代金の支払等)

第32条 契約を締結した者(以下「買受人」という。)は、契約締結の日から30日以内に売買代金を納入しなければならない。

2 前条第2項の規定により契約保証金を売買代金に充当したときは、売買代金から契約保証金を控除した金額を納入するものとする。

(所有権の移転及び引渡し)

第33条 売買物件の所有権は、買受人が売買代金を完納したときに移転するものとし、同時に売買物件の引渡しがあつたものとする。

(所有権移転登記等)

第34条 買受人は、売買代金を完納した後、速やかに所有権移転登記嘱託請求書

(第9号様式)を町長に提出し、町長は、当該物件に係る登記手続を行うものとする。

2 前項の登記に係る登録免許税は、買受人の負担とする。

3 買受人は、売買物件及びその登記識別情報通知を受領したときは、速やかに普通財産受領書(第10号様式)を町長に提出しなければならない。

(用途等の指定)

第35条 町長は、売買物件に関して、用途の指定、指定用途に供する期日、指定用途に供する期間、転売を禁止する期間を設定して契約することができる。

2 町長は、前項の制限を設定して財産を売り払う場合には、違反を防止するため、5年以内の期間を定めて、売買物件の買戻特約の登記を行うことができる。

(契約の解除等)

第36条 町長は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

(1) 契約の締結又は履行に不正があったとき。

(2) 正当な理由なく余市町からの指示に従わなかったとき。

(3) 買受人から契約解除の申出があったとき。

(4) 買受人が正当な理由なく納入期限までに売買代金を支払わないとき。

(5) その他余市町の条例規則、本要綱の条項、契約事項及び関係法令に違反したとき。

2 町長が前項の規定により契約を解除したとき又は買受人の居所が不明となり契約が効力を失ったとき、当該契約の契約保証金は、町に帰属するものとする。

(補則)

第37条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

第1号様式（第8条関係）

入札参加申込書

年 月 日

余市町長 様

住所（所在地）

申込者 氏名（法人名及び代表者名） 印

電話番号

下記町有財産（土地・建物）の売払一般競争入札への参加を申込みいたします。  
なお、「町有財産売払一般競争入札説明書」に定める入札又は契約の条件等に従うこと及び入札参加資格を満たしていることを誓約します。

記

1 入札物件

番号	所在地番（家屋番号）	区分	地目（種類）	構造	地積（床面積）	参加申込

※入札を希望する物件の「参加申込」欄に○を記入してください。

2 添付書類（いずれも3ヶ月以内に発行されたもの）

- (1) 住民票又はそれに代わる証明書（法人の場合は登記事項全部証明書）
- (2) 納税証明書（個人の場合は市町村税の滞納がない旨の証明書、法人の場合はそれに加え法人税及び消費税の滞納がない旨の証明書）
- (3) 誓約書（第8号様式）

3 指定振込先金融機関

口座名義（フリガナ）	金融機関名	支店名	預金種目	口座番号

※上記の口座情報は入札保証金の還付のみに使用します。



第2号様式（第8条関係）

入札参加取下書

年 月 日

余市町長 様

住所（所在地）

申込者 氏名（法人名及び代表者名） 印

電話番号

下記町有財産（土地・建物）の売払一般競争入札への参加申込みをしましたが、当該参加申込みを取下げいたします。

記

1 入札物件

番号	所在地番（家屋番号）	区分	地目（種類）	構造	地積（床面積）	参加取下

※申込みを取下げる物件の「参加取下」欄に○を記入してください。

第3号様式 (第10条関係)

入札書

金額	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

入札物件

番号	所在地番 (家屋番号)	区分

上記の金額にて入札いたします。

年 月 日

余市町長 様

住所 (所在地)

入札者

氏名 (法人名及び代表者名) 印

住所

代理人

氏名 印

- ※ 入札書は、入札物件1件ごとに作成してください。
- ※ 入札書には、入札参加申込書に押印した印鑑を押印してください。
- ※ 金額の記入にはアラビア数字 (算用数字) を使用し、頭部には「¥」記号を記入してください。なお、入札書の記載内容を加除訂正することはできません。
- ※ 代理人が入札する場合は、委任状に押印した代理人使用印鑑を押印してください。

第4号様式（第10条関係）

委任状（入札用）

年 月 日

余市町長 様

住所（所在地）

委任者（申込者）氏名（法人名及び代表者名） 印

私（当社）は、下記の者を代理人と定め、年 月 日執行の下記町有財産（土地・建物）の入札に関する一切の権限を委任します。

記

住所

受任者（代理人）

氏名

印

入札物件

番号	所在地番（家屋番号）	区分	地目（種類）	構造	地積（床面積）	委任申込

※注意事項

- 1 委任者の印鑑は、入札参加申込書に押印した印鑑を押印してください。
- 2 委任する物件の委任申込み欄に○を記入してください。
- 3 代理人が入札に関する書類を提出するときは、すべてこの委任状に押印した印鑑を使用してください。
- 4 この委任状は、入札書に添付して提出してください。

第5号様式（第18条関係）

公募参加申込書

年 月 日

余市町長 様

住所（所在地）

申込者 氏名（法人名及び代表社名） 印

電話番号

下記町有財産（土地・建物）の公募売払への参加を申込みいたします。

なお、「町有財産公募売払説明書」に定める条件等に従うこと及び公募参加資格を満たしていることを誓約します。

記

1 売払物件

番号	所在地番（家屋番号）	区分	地目（種類）	構造	地積（床面積）	参加申込

※公募参加を希望する物件の「参加申込」欄に○を記入してください。

2 添付書類（いずれも3ヶ月以内に発行されたもの）

- (1) 住民票又はそれに代わる証明書（法人の場合は登記事項全部証明書）
- (2) 納税証明書（個人の場合は市町村税の滞納がない旨の証明書、法人の場合はそれに加え法人税及び消費税の滞納がない旨の証明書）
- (3) 誓約書（第8号様式）

第6号様式（第18条関係）

公募参加取下書

年 月 日

余市町長 様

住所（所在地）

申込者 氏名（法人名及び代表者名） 印

電話番号

下記町有財産（土地・建物）の公募売払への参加申込みをしましたが、当該参加申込みを取下げいたします。

記

1 入札物件

番号	所在地番（家屋番号）	区分	地目（種類）	構造	地積（床面積）	参加取下

※申込みを取下げる物件の「参加取下」欄に○を記入してください。

第7号様式（第19条関係）

委任状（公募売払用）

年 月 日

余市町長 様

住所（所在地）

委任者（申込者）氏名（法人名及び代表者名） 印

私（当社）は、下記の者を代理人と定め、年 月 日執行の下記町有財産（土地・建物）の公募売払に関する一切の権限を委任します。

記

住所  
受任者（代理人）  
氏名 印

売払物件

番号	所在地番（家屋番号）	区分	地目（種類）	構造	地積（床面積）	委任申込

※注意事項

- 1 委任者の印鑑は、公募参加申込書に押印した印鑑を押印してください。
- 2 委任する物件の委任申込み欄に○を記入してください。
- 3 この委任状は、公募売払に係る抽選の当日に抽選会場の受付担当へ提出してください。

第8号様式

誓約書

年 月 日

余市町長 様

私（当社）は、余市町暴力団排除条例（平成24年余市町条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団関係事業者に該当しないことを誓約します。

上記の誓約に反することが明らかになった場合は、入札及び公募売払への参加資格を制限並びに契約等の解除をされても異存ありません。

また、上記の誓約の内容を確認するため、余市町が北海道警察その他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

住所（所在地）

申込者

氏名（法人名及び代表者名） 印

第9号様式（第34条関係）

所有権移転登記嘱託請求書

年 月 日

余市町長 様

住所（所在地）

買受人

氏名（法人名及び代表者名） 印

年 月 日付けをもって売買契約を締結した下記財産の代金を納入いたしましたので、所有権移転登記を請求します。

記

1 不動産の表示

番号	所在地番（家屋番号）	区分	地目（種類）	構造	地積（床面積）



第10号様式（第34条関係）

普通財産受領書

年 月 日

余市町長 様

住所（所在地）

買受人

氏名（法人名及び代表者名） 印

年 月 日付けで契約した町有財産売買契約書に基づき、下記不動産及びその登記識別情報通知を受領しました。

記

1 不動産の表示

(1) 土地

所在地番	
不動産番号	
地 目	
地 積	
登記名義人	

(2) 建物

所在（家屋番号）	（ ）
不動産番号	
地 目	
地 積	
登記名義人	